

# NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

## 厚生労働省関連とびっくす



### ◆産休期間中の保険料免除は平成26年4月から

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が平成25年5月10日に公布され、先の法律による改正事項のうち、産前産後休業期間中の事業主及び被保険者の保険料免除については平成26年4月1日から施行されることになりました。

関係通知等:年管管発第0510第4号

### ◆業務上負傷でも労災給付の対象とならない場合は健康保険より給付

「健康保険法等の一部を改正する法律」および関連する政令、省令が平成25年5月31日に公布されました。これにより、平成26年10月1日以降は、健康保険の被保険者又は被扶養者が業務上の負傷等について労災保険制度より給付を受けられない場合には、原則として健康保険より給付が行われることとなりました。

関係通知等:保発0531第1号

### ◆改正障害者雇用促進法が成立

平成25年6月13日、改正障害者雇用促進法が原案どおり可決され、成立しました。改正法では雇用の分野における障がい者に対する差別を禁止するなどの措置を定めるとともに、これまで対象とされていなかったそううつ、統合失調症、てんかんなどの精神疾患に罹患している精神障がい者も法定雇用率の算定対象としています。

法律の概要はこちらでご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/183-28.pdf>

### ◆「職場における腰痛予防対策指針」の改訂

近年は高齢者介護などの社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加している状況にあることから「職場における腰痛予防対策指針」が19年ぶりに改訂されました。

改訂指針では、介護作業の適用範囲・内容の充実をはかり、「重症心身障害児施設等における介護作業」から「福祉・医療等における介護・看護作業」全般に適用を拡大しています。その他リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの手法が腰痛予防対策においても効果的であるとして改訂指針に明記されています。

詳細はこちらでご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>